

保険料の軽減について

国民健康保険料は、世帯員（宇治市国保の被保険者および特定同一世帯所属者※）の人数と前年の所得の合計金額に応じて、以下の基準により平等割・均等割が7割、5割または2割軽減されます。

7割軽減 対象世帯	令和元年（2019年）中の世帯員の所得が合計で、 33万円 以下であること。
5割軽減 対象世帯	令和元年（2019年）中の世帯員の所得が合計で、 33万円 + 28万5千円 × 人数 以下であること。
2割軽減 対象世帯	令和元年（2019年）中の世帯員の所得が合計で、 33万円 + 52万円 × 人数 以下であること。

※ 特定同一世帯所属者とは、75歳到達などにより宇治市国保から後期高齢者医療制度に移行した人で、移行後に引き続き同じ世帯に属する人のことです。

注）世帯員の一部のみが介護分の対象となる世帯の場合、介護分の軽減割合は、医療分・後期分に準じます。（介護分のみでの軽減判定は行いません。）

◇特定世帯について

特定世帯とは、特定同一世帯所属者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、残りの被保険者が1名となった世帯のことです。

特定世帯は、該当当初5年間は医療分と支援金分の平等割が1/2、6年目から8年目は3/4となります。

上記の軽減対象世帯の場合は、軽減された平等割が1/2または3/4となります。

軽減基準表

軽減基準所得						
345万円以下						2割
293万円以下					2割	
241万円以下				2割		204万円以下
189万円以下			2割		175万5千円以下	
137万円以下		2割		118万5千円以下		147万円以下
85万円以下	2割	90万円以下	5割		5割	
33万円以下	61万5千円以下	5割		7割		7割
対象人数	1人	2人	3人		4人	